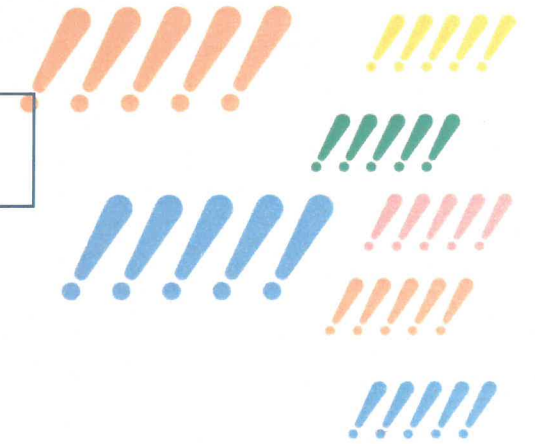




東広島市

資料 1



東広島市 パートナーシップ宣誓制度 が始まります！

～すべての人が自分らしく生きられるまち～





●制度概要等

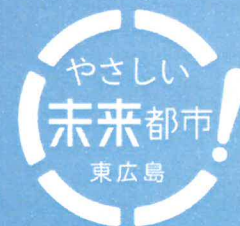
この制度に法的効力はない

- ⇒権利と義務の関係性は発生しない。

性的マイノリティの方の生きずらさや不安の軽減

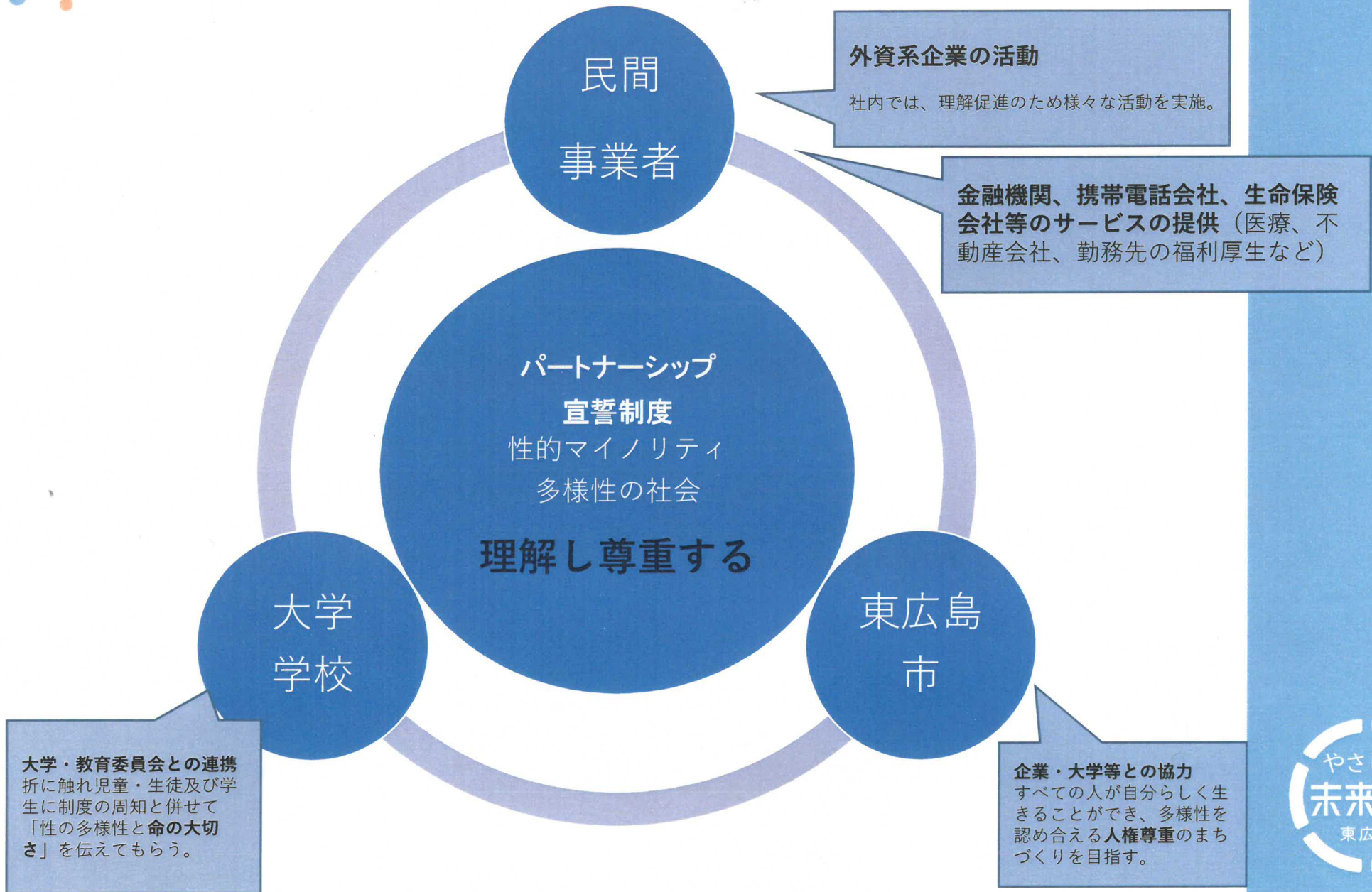
本市で働く人・学ぶ人・暮らす人すべてが自分らしく生きることが
できる人権尊重のまちづくりの実現 ⇒ 産学官連携で始動する！

自己の権利だけでなく、他者の人権についても正しく理解し、多様
性を認め合える社会の実現をめざす





産学官、一体となって始動する**人権尊重**のまち





パートナーシップ宣誓を行うと・・・

お二人の関係を
形にすることができる



法的効力はありませんが、市が宣誓した事実を証明する宣誓書受領証等が交付されます。これにより、ご自分の職場で福利厚生の対象となる場合があります。

(勤務先にお尋ねください。)

各種行政サービス
を利用できる



随時、市のホームページで公表します。

民間企業等で提供する
各種サービスを利用できる



直接、各企業等へ
お問い合わせください。

